

(仮称) 南越前・敦賀風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 25 年 6 月

株式会社グリーンシェルター

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの 意見の概要とこれに対する当社の見解	4～7
4. 別紙資料	8～17
5. 添付資料（説明会頒布資料）	18～25

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月29日（金）

(2) 公告の方法

①平成25年3月29日（金）付けで、「公告」を掲載した。

- ・ 日刊新聞紙 福井新聞（9面） [別紙1-1参照]
- ・ 自治体広報紙 福井県報（第2416号） [別紙1-2参照]

②上記の公告に加え、自治体（敦賀市、南越前町）ホームページ及び当社ホームページに掲載した。 [別紙2-1～2-3参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 5 箇所、当社 1 箇所の計 6 箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

①自治体庁舎

- | | | |
|---------|---------|--------------------------|
| ・福井県庁 | 環境政策課 | (福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号) |
| ・敦賀市役所 | 環境課 | (敦賀市中央町 2 丁目 1 番 1 号) |
| ・南越前町役場 | 企画財政課 | (南越前町東大道第 2 9 号 1 番地) |
| ・南越前町役場 | 今庄総合事務所 | (南越前町今庄第 7 4 号 1 4 番地) |
| ・南越前町役場 | 河野総合事務所 | (南越前町河野第 1 5 号 1 6 番地 1) |

②当社

- | | |
|-----|-------------------------|
| ・本社 | (坂井市丸岡町小黑 7 0 号 6 番地 1) |
|-----|-------------------------|
- [別紙 3 参照]

③インターネットの利用

当社のホームページに方法書の内容を掲載した。 [別紙 4 参照]

(4) 縦覧期間

平成 2 5 年 3 月 2 9 日 (金) から平成 2 5 年 4 月 3 0 日 (火) までとした。

自治体では、土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、当社は第 2 ・ 4 の土曜、日曜と祝日を除く午前 9 時から午後 6 時までとした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(アクセス件数)

今回、ホームページ上にアクセス解析機能を設置していなかった為、記載出来ません。現在は機能を設置しましたので、準備書においてはアクセス件数を記載します。

(5) 縦覧者数

総数	9 名 (縦覧者記録用紙記載者数)	[別紙 5 参照]
----	-------------------	-----------

(内訳)

①自治体庁舎

- | | |
|---------|-----|
| ・福井県庁 | 0 名 |
| ・敦賀市役所 | 7 名 |
| ・南越前町役場 | 2 名 |

②当社	0 名
-----	-----

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告（お知らせ）と同時に行った。

（1）開催日時

- ・第1回 平成25年4月10日（水） 午後7時より
- ・第2回 平成25年4月11日（木） 午後7時より

（2）開催場所

- ・第1回 鹿蒜公民館（南越前町新道第24号25番地1）
- ・第2回 東浦公民館（敦賀市五幡32号8番地1）

（3）来場者数

総数 39名

（内訳）

- ・第1回 18名
- ・第2回 21名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書を受け付けた。

（1）意見書の提出期間

平成25年3月29日（金）から平成25年5月14日（火）まで。（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。） [別紙6参照]

（2）意見書の提出方法

- ①縦覧場所及び説明会に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

（3）意見書の提出状況

意見書の提出は1通、意見総数は13件であった。

（内訳）

- ・縦覧場所 0通
- ・説明会 0通
- ・当社郵送 1通（13件）

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は13件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は次の通りである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解(1/4)

No.	意見の概要	当社の見解
1	対象事業実施区域の選定について 福井県南条郡南越前町板取および敦賀市杉津などを含む対象事業実施区域（以下「計画区域」という。）およびその周辺には希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカ、ハチクマが生息している。特にクマタカについては、この地域で営巣や採餌など重要な行動をとっており、その生息に大きな影響を与えることが考えられることから、風力発電施設の建設には不適切な場所であり、計画区域の見直しを行うべきである。	イヌワシやクマタカ等、希少猛禽類の調査については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省自然環境局野生生物課，平成24年12月）等に準拠して実施いたします。特にクマタカについては、営巣や採餌などの行動を把握し、生息環境等への影響について可能な限り定量的に予測を行います。また、環境への影響を極力、回避・低減できるよう努めます。
2	計画区域周辺における希少猛禽類の調査範囲について 「希少猛禽類（イヌワシ）保護管理調査報告書. 1995. 福井県自然保護センター」によると、計画区域から10km以内の場所でイヌワシの生息が確認されている。また、地元の野鳥関係者の間では、クマタカが計画区域周辺に繁殖していることはよく知られた事実である。 一方、岩手県釜石市で（株）ユーラスエナジーホールディングスが運営する風力発電施設において、イヌワシの衝突死事例があるが、このケースでは風車建設後に十数km離れた営巣地から採餌のために飛来するようになった可能性が指摘されている。 それらのことから、イヌワシを含め、クマタカなどの希少猛禽類の生息状況に関しては、計画区域周辺10km程度の範囲まで把握できるよう、調査範囲を見直すべきである。	方法書においては、対象事業実施区域及びその周辺1.5km程度を調査範囲として設定しておりますが、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の出現状況を踏まえて、必要であれば適宜その範囲を見直してまいります。
3	2.1-4(5) 表2.1-1(2) 事業計画策定時の環境配慮事項について 計画区域およびその周辺で希少猛禽類等の重要な鳥類の繁殖が確認された場合、繁殖を妨げないよう、繁殖期間中は工事を中止するなどの配慮を実施する旨を記載すること。	現地調査の結果を踏まえ、準備書においてはご指摘の事項も含め環境保全措置を検討してまいります。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解(2/4)

No.	意見の概要	当社の見解
4	4.2-30(190) 表 4.2-9(2) (3)-(b)-ア 猛禽類について 前述のとおり、希少猛禽類の生息状況に関しては計画区域周辺 10km 程度の範囲まで把握できるよう調査範囲を見直し、行動圏の内部構造について十分な調査を実施すべきである。	方法書においては、対象事業実施区域及びその周辺 1.5 km 程度を調査範囲として設定しておりますが、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の出現状況を踏まえて、必要であれば適宜その範囲を見直し、行動圏の内部構造の把握に努めてまいります。
5	4.2-30(190) 表 4.2-9(2) (3)-(b)-イ 渡り鳥について 渡り鳥に関しては計画区域周辺 5km 程度の範囲まで把握できるよう、調査範囲を設定すべきである。	渡り鳥に関しては、当該地域における主たる飛行経路の位置、高度を把握することが影響を評価する上で重要と認識しています。そのため、渡り鳥に関する調査範囲は、その確認状況を踏まえて適宜その範囲を見直してまいります。
6	4.2-30(190) 表 4.2-9(2) (4) 調査地点について 定点観察及び空間飛翔調査の地点については、調査にあたり、適切な視界を有しているかどうか、視野図をもって示すこと。	定点観察については、調査範囲がどの程度であったかを明確にする必要性を勘案し、各定点からの視野図を作成し、準備書に記載いたします。 ただし、空間飛翔調査につきましては、設置予定の風力発電機の大きさを想定した調査範囲となりますので視野図は作成いたしません。
7	4.2-31(191) 表 4.2-9(3) (5)-(a)-(7) 哺乳類・鳥類について 鳥類の調査期間については、「春、夏、秋、冬の四季の実施とする」と記されているが、春の渡り時期、繁殖期、秋の渡り時期、越冬期などと具体的に表現し、少なくとも年に 5 期分は調査を行うこと。	鳥類の調査は一般鳥類を対象としたもので、その季節を代表する鳥類相の把握を目的としておりますが、繁殖期や越冬期が含まれるように調査期間の設定を検討いたします。 一方、春の渡り時期、秋の渡り時期は、別途渡り鳥調査を実施いたします。その中で一般鳥類についても可能な限り記録に努めてまいります。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解(3/4)

No.	意見の概要	当社の見解
8	4.2-31(191) 表 4.2-9(3) . (5)-(b)-(7) 猛禽類および(イ) 渡り鳥について 調査期間について、計画区域周辺でどのような鳥類が繁殖、越冬、春秋の渡りを行っているか、その全容を掴むためには、単年度調査では不十分であり、各年により変動があることを踏まえ、少なくとも2年以上継続して調査を実施すること。ただし、イヌワシとクマタカについては、繁殖状況に年変動があることを踏まえ、少なくとも3年以上継続して調査を実施すること。 鳥類の渡り時期の移動経路の調査については、渡り時期の幅が広いことから、春季調査については3月中旬～5月下旬、秋季調査については8月中旬～11月中旬とするなど、十分な配慮が必要である。 調査回数について、猛禽類における調査は1回を3日間とし、月に2回以上は行うこと。特に猛禽類の風車へのバードストライクは天候不良時に起きやすいことが知られていることから、好天時と悪天候時の行動様式についても、別途調査を実施すること。渡り鳥における調査について、渡り時期に出現する鳥種は、短期間中でも大きいことから、各調査は、少なくとも2週間に1回(1回につき3日間)程度実施すること。	現地調査は1年間を基本といたします。その上で、調査結果に対する専門家等からの意見聴取を行いながら、ご指摘のような年の変動性を検討し、影響を予測、評価する際に考慮するようにいたします。 猛禽類調査は月1回(1回につき3日間)を基本としていますが、他の渡り鳥調査時や鳥類相調査時にも把握に努めます。調査期間中には、悪天候時の行動についても留意して観察いたします。 渡り鳥調査は3、5月と9～10月に実施する予定ですが、調査時期が渡りのピークに該当するよう、周辺状況の把握に努めます。また、調査回数は月1回(1回につき3日間)を基本としていますが、他の猛禽類調査時や鳥類相調査時にも把握に努めます。
9	4.2-31(191) 表 4.2-9(3) (6) 予測の基本的な手法について 鳥類の衝突の可能性に関しては、環境省による手引きに掲載されているものだけでなく、専門家に意見聴取するなどして最新の予測モデルを用い、衝突確率について評価を行うこと。	衝突確率の予測においては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(平成23年1月、環境省自然環境局野生生物課)」に記載されている手法を含め、最新の知見等を踏まえた複数の予測手法を選定し、予測結果を比較できるようにいたします。
10	4.2-33(193) 表 4.2-10 ラインセンサスについて 鳥類に関するラインセンサス法での調査については、各調査期において確認種数が飽和するよう、1回の調査につき4回のセンサスを実施すること。または、スポットセンサス法を用いることを検討すること。	繁殖期にはラインセンサスを複数回行うことで、より正確な鳥類相の把握に努めます。
11	4.2-33(193) 表 4.2-10 空間飛翔調査について 一般鳥類については空間飛翔調査を行い、計画区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。空間飛翔調査では飛行高度の計測を行う必要があるが、飛翔高度を正確に把握するため、高度が分かるレーザー距離計を用いること。	方法書に記載のとおり、空間飛翔調査を実施し、鳥類の空間的な利用状況の把握に努めます。また、調査時には可能な限りレーザー距離計を併用することとし、より正確なデータ取得に努めます。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解(4/4)

No.	意見の概要	当社の見解
12	レーダー調査の利用について 鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域および周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。場合によっては、樹冠部をやや越える高さのやぐらを設置するなどして、レーダー調査を実施すること。	昼間の渡り鳥に関しては、調査地定点を広域的に配置することで、飛行経路を網羅できるように努めます。 また、夜間の渡り鳥に関しては、鳴き声などの聴取により把握に努めたいと考えます。
13	本方法書の確定にあたっては、公開を前提として、有識者からの意見聴取を行うこと。また、環境調査中においても、随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。	関係機関の審査は公開の下で行われ、その意見等についても公表されます。環境影響評価法に基づき、国、地方公共団体から諮問された有識者からなる審査会等において審査されますため、他に委員会を設けることはいたしません。より広く情報を得ることを目的とした個別の意見聴取は、公開を前提として実施してまいります。

○自治体広報紙に掲載した公告
・平成25年3月29日（金）掲載 福井県報（第2416号）

29 平成25年3月29日(金) 福井県報第2416号

(解除)	
全部について指定を解除する土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福井市金網町 (1-1-1-91)	地区 土石流
越前町字 (24-1-1-9)	地区 土石流
若狭町市場 (31-1-2-107)	地区 土石流

(解除)	
全部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福井市金網町 (1-1-1-91)	地区 土石流
越前町字 (24-1-1-9)	地区 土石流
若狭町市場 (31-1-2-107)	地区 土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、各市役所および各町役場に備え置いて閲覧に供する。）

福井県告示第163号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域に指定するので、同法第6条第4項の規定により、次のとおり告示する。
平成25年3月29日
福井県知事 西川 一誠

(指定)	
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
福井市金網町 (1-1-1-91)	地区 土石流
越前町字 (24-1-1-9)	地区 土石流
若狭町市場 (31-1-2-107)	地区 土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、各市役所および各町役場に備え置いて閲覧に供する。）

福井県告示第164号
北陸新幹線沿線開発促進法に規定する制限水域の指定（平成16年福井県告示第425号）の一部を次のように改正する。
平成25年3月29日
福井県知事 西川 一誠

1の表中央改訂港の項中「北陸電力・改訂セメント共同発電（延長280m）」を「北陸電力・改訂セメント共同発電（延長288.2m）」に改め、1の表中央改訂港の項中「および北8号発電（延長130m）」の前面水域で、水際線から70m以内の区域、jを「北8号発電（延長130m）」の前面水域で、水際線から70m以内の区域および北陸電力2号ドックインの接続の前面水域で、接続の中心部からの延長がそれぞれ78.5m、水際線から60m以内の区域、」に改める。

附 則
この告示は、平成25年3月29日から施行する。

公 告

（仮称）南越前・敦賀風力発電事業に係る環境影響評価方法書が閲覧に供されるので、次のとおり公告する。
平成25年3月29日
福井県知事 西川 一誠

環境影響評価法（平成9年法律第81号、以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、（仮称）南越前・次郎風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」

30

福井県知事 西川 一誠

平成25年3月29日(金)

という。)を作成したので、同法第7条の規定に基づき、次のとおり公告し、方法書を閲覧に供する。

また、同法第7条の2の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、方法書について、同法第8条第1項の規定により環境の保全の見地からの意見書を提出することができる。

平成25年3月29日

株式会社グリーンシエルトー

代表取締役 小西 昭

1 事業者の氏名および住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

事業者の名称 株式会社グリーンシエルトー

代表者の氏名 代表取締役 小西 昭

事務所の所在地 福井県坂井市丸岡町小黒700番地1

2 対象事業の名称、種類および期間

(1) 対象事業の名称 (仮称) 南越前・牧原風力発電事業

(2) 対象事業の種類 風力発電所設置事業

(3) 対象事業の規模 出力 20,700kW

3 対象事業が実施されるべき区域

福井県南条郡南越前町および同県敦賀市

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福井県南条郡南越前町および同県敦賀市

5 方法書の閲覧の場所、期間および時間

(1) 縦覧場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県安全環境部環境政策課

福井県南条郡南越前町東大道路29号1番地

南越前町役所2階企画財政課

福井県南条郡南越前町今庄第74号1番地

今庄総合事務所1階

福井県南条郡南越前町河野第15号1番地1

河野総合事務所1階

福井県敦賀市中心第2丁目1番1号

坂井市役所3階環境課

福井県坂井市丸岡町小黒700番地

1 株式会社グリーンシエルトー 則茂コーナー

(2) 縦覧期間

平成25年3月29日から平成25年4月30日まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く。)

ただし、株式会社グリーンシエルトーについては、第2、第4土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

ただし、株式会社グリーンシエルトーについては、午前9時から午後6時まで

(4) 電子縦覧

電子縦覧は次のウェブページにて実施する。

<http://www.sholer.co.jp>

6 意見書の提出

法第8条第1項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を行う者は、意見書を提出することができる。

7 意見書の提出期間および提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限

平成25年5月14日まで(持参の場合は5月14日の午後5時まで、郵送の場合は5月14日の消印まで(効))

提出先

「株式会社グリーンシエルトー」(〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黒700番地1)

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

1 意見書を提出しようとする者の氏名および住所(法人その他の所にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

2 意見書の対象である方法書の名称

3 方法書についての環境の保全の見地からの意見

意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。

8 説明会の開催を予定する日時および場所

(1) 開催日時

第1回 平成25年4月10日午後7時から

第2回 平成25年4月11日午後7時から

(2) 開催場所

第1回 坂井公民館(福井県南条郡南越前町新道第24号25番地1)

第2回 丸洲公民館(福井県敦賀市凡幡2号2番地1)

問い合わせ先

株式会社グリーンシエルトー

〒910-0315

福井県坂井市丸岡町小黒700番地1

電話 0776-67-1260

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る 一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財政課規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達(買付け)をする物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量 福井県公設試験研究機関科学技術情報ネットワークシステム機器

1式(長明機純契約)

(2) 調達物品の仕様等

人札説明書および仕様書(以下「人札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限

平成25年6月28日(金)

(4) 執行場所

地域産業・技術振興課が指定する場所

2 人札に参加する者に必要資格 この人札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)

を受けた者(この公札の日から開札までに資格の審査の申請をされ、この人札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(10) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(11) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(12) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(13) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(14) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

○南越前町ホームページに掲載したお知らせ

・平成25年3月29日（金）から掲載



[テキスト版](#) | [携帯サイト](#) | [スマートフォンサイト](#)
[サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#)
 文字サイズ: [標準](#) | [大きく](#) | [小さく](#) | 印刷と文字の色: [印刷](#) | [色](#)
 検索したい事項を入力してください [検索](#)

[ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [くらし](#) > [環境・ゴミ](#) > 「環境影響評価法」に基づく「（仮称）南越前・敦賀風力発電事業 環境影響評価方法書」が掲載されます。
 「環境影響評価法」に基づく「（仮称）南越前・敦賀風力発電事業 環境影響評価方法書」が掲載されます。

最終更新日：2013年3月29日 ページ番号：01351

縦覧のお知らせ

事業者について

- ・事業者 株式会社グリーンシェルター
- ・代表者 代表取締役 小西 睦
- ・所在地 坂井市丸岡町小黒70号6番地1

対象事業について

- ・名称 （仮称）南越前・敦賀風力発電事業
- ・機関 風力発電所設置事業
- ・規模 発電設備出力 最大20,700キロワット
- ・台数 風力発電機最大9基

対象事業実施区域および環境影響を受ける範囲であると認められる地域

- ・南越前町、敦賀市

南越前町内の縦覧場所と時間

- ・南越前町役場 2階 企画財政課
（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- ・今庄総合事務所 1階
（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- ・河野総合事務所 1階
（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

町外の縦覧場所と時間

- ・坂井県庁 10階 環境政策課
（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- ・敦賀市役所 4階 政策推進課
（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- ・坂井市丸岡町小黒70号6番地1 株式会社グリーンシェルター 縦覧コーナー
（第2・第4の土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後6時まで）

・電子縦覧は、事業者の[ウェブページ](#)（新しいウィンドウが開きます）にて実施します。

縦覧期間

・平成25年3月29日（金）から4月30日（火）まで

意見書の提出

環境影響評価法に基づいて、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・連絡先・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に提出していただきます。意見書は、住民説明会でも受け付けます。平成25年5月14日（火）までに下記の問い合わせ先（株式会社 グリーンシェルター）へ郵送ください（当日消印有効）。

住民説明会

- ・会場 南越前公民館
- ・日時 平成25年4月10日（水曜日）午後7時から

お問い合わせ先

郵政番号910-0315 坂井市丸岡町小黒70号6番地1 株式会社グリーンシェルター
 電話番号0776-67-1260（電話番号 縦覧）

関連情報

○株式会社 グリーンシェルター [ウェブページ](#)（新しいウィンドウが開きます）

お問い合わせ先

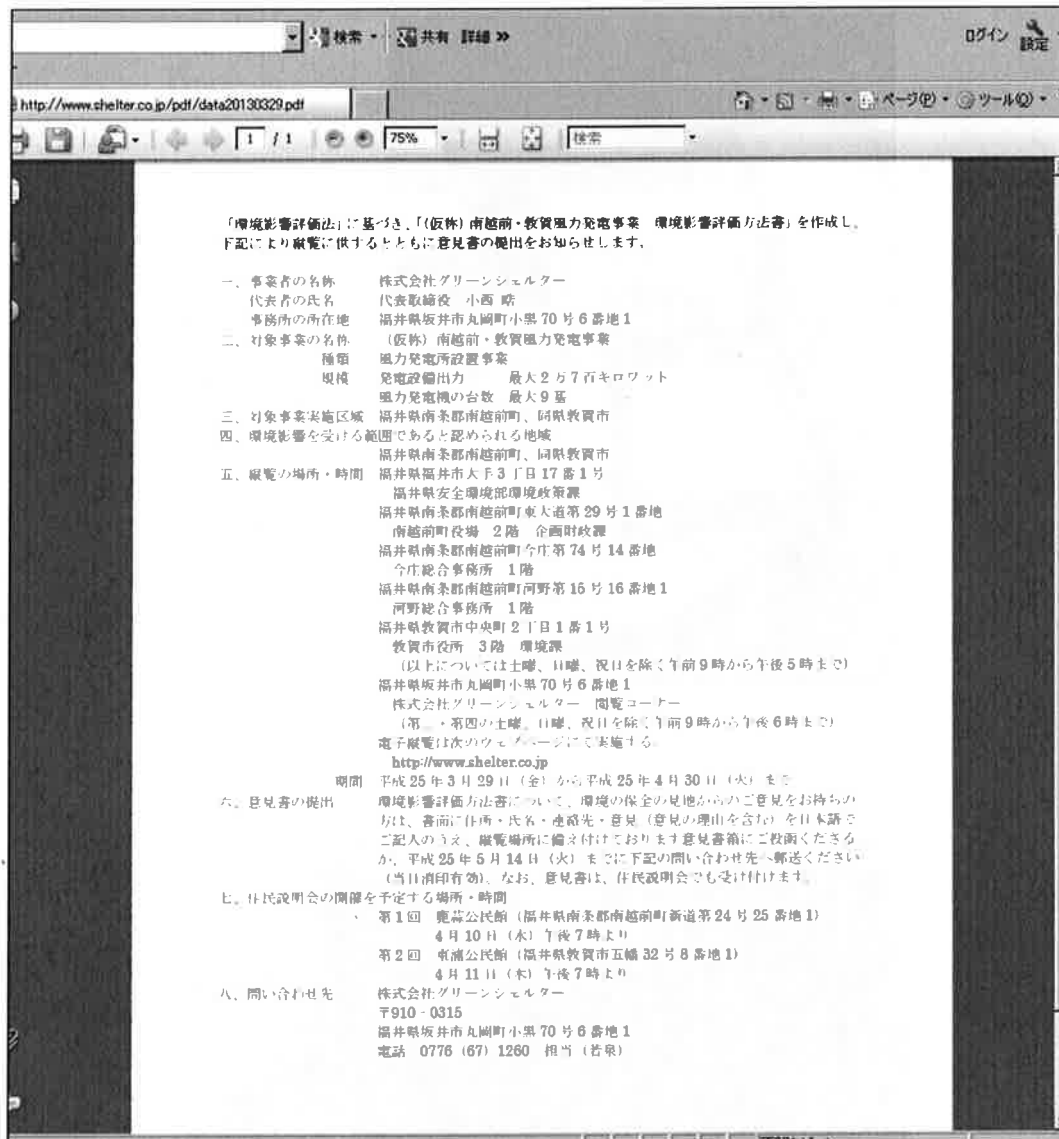
企画財政課
 電話番号：0778-47-8013 ファックス：0778-47-3261
 メール：kizai@town.minamiechizen.lg.jp（メールフォームからもお問い合わせいただけます）

南越前町役場
〒919-0292 福井県南越前町東大田29-1（地図）

・平成25年4月1日（月）から掲載

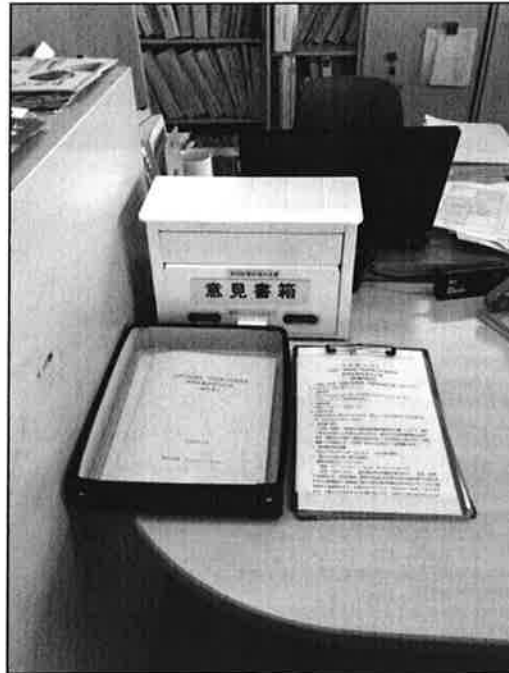
▶ 詳しご紹介

○当社ホームページに掲載したお知らせ
 ・平成25年3月29日（金）から掲載



○縦覧場所

①福井県庁



②当社



当社ホームページに掲載した方法書の内容

(仮称)南越前・敦賀風力発電事業
環境影響評価方法書の届出・送付及び公告・...
1/1 ページ

(仮称)南越前・敦賀風力発電事業 環境影響評価方法書の届出・送付及び公告・縦覧・住民説明会について

更新日:2013年03月29日

株式会社グリーンシェルター

当社は、福井県南条郡南越前町、同県敦賀市で計画しています風力発電事業に關して、環境影響評価法に基づき、「(仮称)南越前・敦賀風力発電事業 環境影響評価方法書」及び要約書を作成し、平成25年3月28日付で経済産業大臣に届け出るとともに、福井県知事、南越前町長、敦賀市長に送付いたしました。

提出した方法書及び要約書につきましては、環境影響評価法に基づき、平成25年3月29日(金)より公告・縦覧を開始し意見書の提出を求めるとともに、南越前町・敦賀市において住民説明会を開催致します。

(仮称)南越前・敦賀風力発電事業 環境影響評価方法書の公告・縦覧・住民説明会について

方法書

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(1P)

第2章 対象事業の内容(2P-25P)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(26P-154P)

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法(155P-211P)

方法書の要約書

意見書様式

※意見書及び要約書の閲覧期間は、平成25年3月29日(金)から平成25年4月30日(火)です。但し、印刷することは出来ません。

※方法書及び要約書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものです。(承認番号 平24情縦、第831号)

PDFファイルもご覧いただくには Adobe Reader™ をダウンロードしてください。



copyright GREEN SHELTER 2008(c). All rights reserved.

ウィンドウを開く

縦覧場所に設置した閲覧者名簿用紙

(仮称) 南越前・敦賀風力発電事業 環境影響評価方法書
閲覧者名簿

恐れ入りますが、環境影響評価方法書をご覧になりましたら、本名簿にご覧になられた月日、ご氏名、ご住所をご記入くださいますようお願い致します。

[illegible]

平成 年 月 日

ご住所

ご氏名 (ふりがな)

連絡先

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見書を提出する。

[illegible]

1. 意見の内容は、方法書について環境の保全の見地からのものを日本語で記述して下さい。
2. 意見書には、意見書を提出される方の氏名、住所ならびに連絡先（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）を必ずご記入下さい。
3. 意見書の提出は、下記送付先に郵送もしくは、縦覧場所に備え付けの意見書投函箱に投函して下さい。なお、意見書は、住民説明会でも受け付けます。

〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黑 70-6-1 株式会社グリーンシェルター 宛

4. 提出期限は、平成 25 年 5 月 14 日（火）（郵送の場合は当日消印有効）です。

(仮称)南越前・敦賀風力発電事業 環境影響評価方法書の概要

はじめに

当社では(仮称)南越前・敦賀風力発電事業の建設計画にあたり、「環境影響評価法」に基づき環境影響評価を実施するため、方法書を作成いたしました。方法書において、事業特性や地域特性を十分に把握した上で、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行う手法の検討方法をまとめております。

この資料は事業の計画、環境影響評価調査や方法書の概要を地域のみなさまにお知らせするものです。

事業者の名称、代表者の氏名、事務所の所在地

- ◆ 事業者の名称 : 株式会社グリーンシェルター
- ◆ 代表者の氏名 : 代表取締役 小西 皓
- ◆ 主たる事務所の所在地 : 福井県坂井市丸岡町小黒 70-6-1

事業の目的

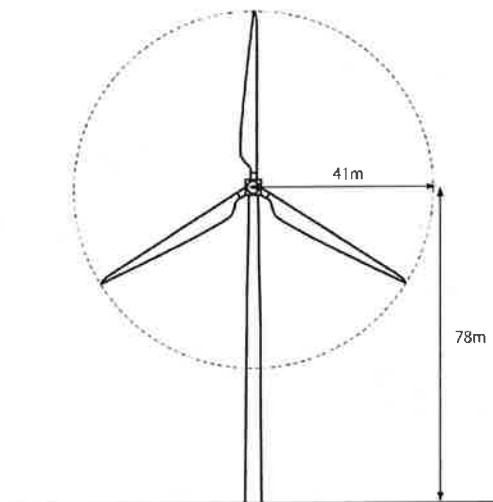
現在、福井県内の風力発電所は、福井市の「国見岳風力発電所」とあわら市の「あわら北潟風力発電所」が稼働しているのみで、その他新たな地点の開発まで至っていないのが現状であり、当社はあわら北潟風力発電所の工事施工実績から風力発電所の建設に関するノウハウを活かし、今後は風力発電所の新規開発を進めていきたいと考えております。

対象となる本地点は、敦賀市と南越前町の行政界の尾根に位置し、福井県内では風力発電に適した風況の地点で、かつ風車輸送や工事に必要とされる道路は既設道の拡幅により活用できること、連系点までの距離が短く工事量やコストが削減出来ることから、風力発電の地点としての可能性を十分に有していると考えられ、また近隣には今庄365スキー場があり、風力発電機を有効利用することにより、観光スポットとして相乗効果も図られるものと考えております。

このように本事業は、福井県における豊富な風力エネルギーを利用した風力発電所を建設し、地元経済の活性化を図ると共に、地球温暖化対策、更にはわが国のエネルギー自給率の向上に寄与することを目的とした事業です。

事業の規模

- ◆ 事業の名称：(仮称) 南越前・敦賀風力発電事業
- ◆ 設置される発電所の原動力の種類：風力（陸上）
- ◆ 発電所の原動力の出力：20,700kW（2,300kW級風力発電機を9基設置）
- ◆ 運転開始時期：平成30年3月（予定）



風力発電機の外形図

※現時点での計画です。

発電所の設備の配置計画等の概要

この事業に係る対象事業実施区域面積約180haのうち、風力発電建設及び取付け道路用地は約5.2haとなります。道路建設に伴う切盛法面は緑化を図る計画です。

対象事業実施区域 約180ha

変更面積 約5.2ha 【内 訳】

・風力発電機（9基）：1基当たり約0.2ha

・変電設備：約0.15ha

・管理用道路：約3.3ha

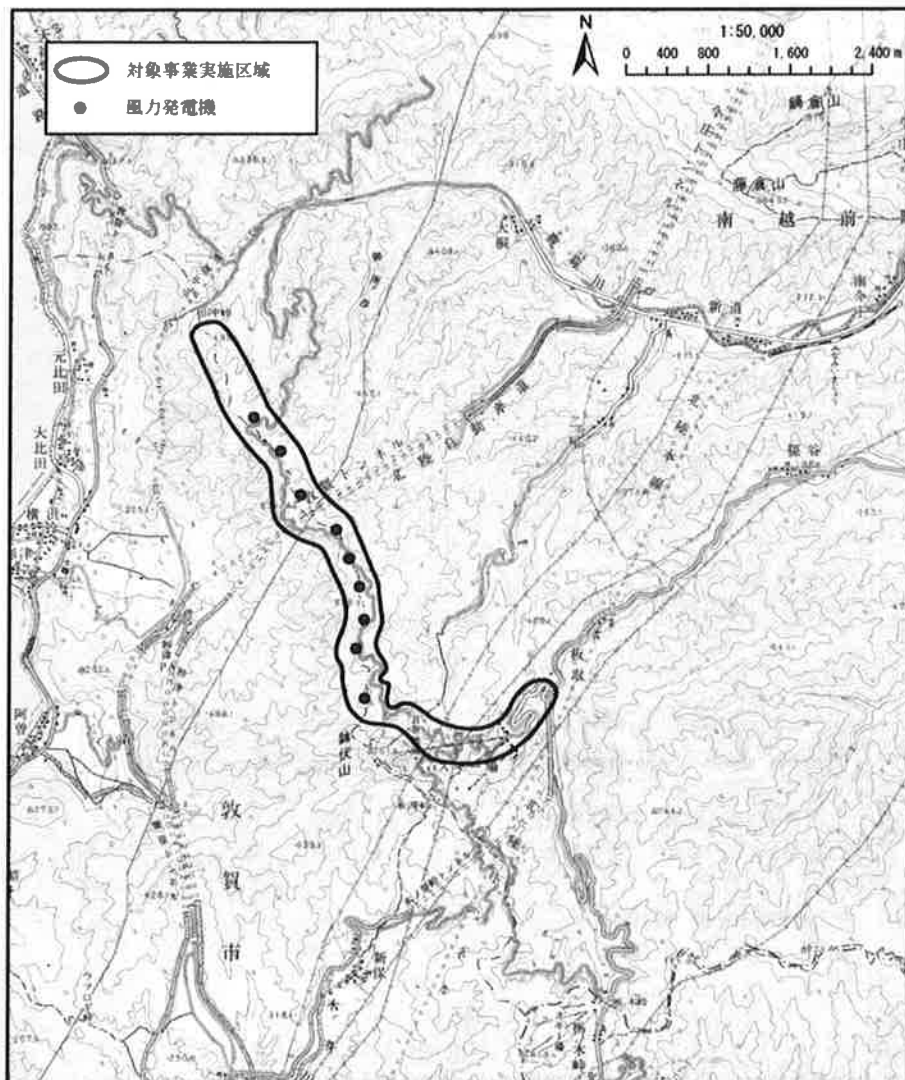
（うち0.2haは工事終了後に緑化）

送電線ルート 関西電力（株）北陸幹線No.167鉄塔に至る約1.0km（未定）

コンクリート柱による架空方式及び地下埋設方式

対象事業実施区域の位置及びその周辺

- ◆ 所在地 福井県南条郡南越前町板取、ニツ屋、大桐、山中
福井県敦賀市杉津、横浜、大比田、元比田



※ 風力発電機の設置位置は現時点での計画です。

主な地域特性

◆ 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、二酸化いおう、二酸化窒素ともに環境基準に適合しています。浮遊粒子状物質は、環境基準の長期的評価に適合しています。

◆ 騒音の状況

対象事業実施区域の西側に南北に走る国道 8 号の敦賀市五幡測定地点では、道路交通騒音の環境基準達成率は 51.6～61.8%でした。

◆ 振動の状況、悪臭の状況

公表された測定結果はありません。

◆ 水質の状況

対象事業実施区域及びその周辺には一級河川の鹿藪川、二級河川の木の芽川があります。

木の芽川は生活環境の保全に関する環境基準の A 類型に指定されており、「木の芽橋」測定地点では、大腸菌群数以外の項目は全て環境基準に適合しています。

◆ 地形及び地質の状況

対象事業実施区域には重要な地形及び地質はありません。

◆ 動物の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、重要な種として哺乳類 4 種、鳥類 43 種、爬虫類 7 種、両生類 8 種、昆虫類 60 種の計 112 種が確認されています。

◆ 植物の状況

対象事業実施区域内に特定植物群落(選定基準 A:原生林もしくはそれに近い自然林)として、鉢伏山のブナ林、鉢伏山のミズナラ林が、周辺に栃ノ木峠付近のブナ林があります。

対象事業実施区域及びその周辺では、重要な種として 68 科 140 種が確認されています。また、植生はスギ・ヒノキの人工林とミズナラが優占するため二次林が主に分布しています。

◆ 景観及び人と自然とのふれあいの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点及び人と自然とのふれあいの活動の場としては、「木の芽峠」などがあげられます。

環境影響評価項目

対象とする環境影響評価の項目は、地域の概況を把握した上、対象事業の内容をもとに、環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を踏まえ選定しました。

この事業では、次の項目について、調査、予測及び評価を行います。

影 響 要 因 の 区 分				工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働
環 境 要 素 の 区 分								
環境の自然的要素構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音	騒音	○	○			○
			低周波音					○
		振動	振動	○				
	水環境	水質	水の濁り			○		
		底質	有害物質					
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
		その他	風車の影					○
			電波障害					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○		○
			海域に生息する動物					
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○	○		
		海域に生育する植物						
	生態系	地域を特徴づける生態系			○			○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び観光資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○	
	廃棄物等		産業廃棄物			○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			残土					
	温室効果ガス			○	○			○

注）「○」は、環境影響評価の項目として選定した項目であることを示します。

現地調査項目と調査期間等

現地調査項目		調査期間
大気環境	気象	風向・風速、日射量
	大気質	窒素酸化物
		粉じん等
	騒音	道路交通騒音
		環境騒音
		低周波音
	振動	振動
水環境	水質	浮遊物質量
		流れ
		土質
その他	風車の影	
	電波障害	
動物	哺乳類	
	鳥類	
	希少猛禽類	
	渡り鳥	
	両生類・爬虫類	
	昆虫類	
	淡水魚類	
	底生動物	
植物	植物相	
生態系	地域を特徴づける生態系	
景観	主要な眺望景観	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	
廃棄物等	産業廃棄物	
温室効果ガス	温室効果ガス	

現地調査の例



風車の稼働に伴う
騒音や低周波音



テレビ電波障害

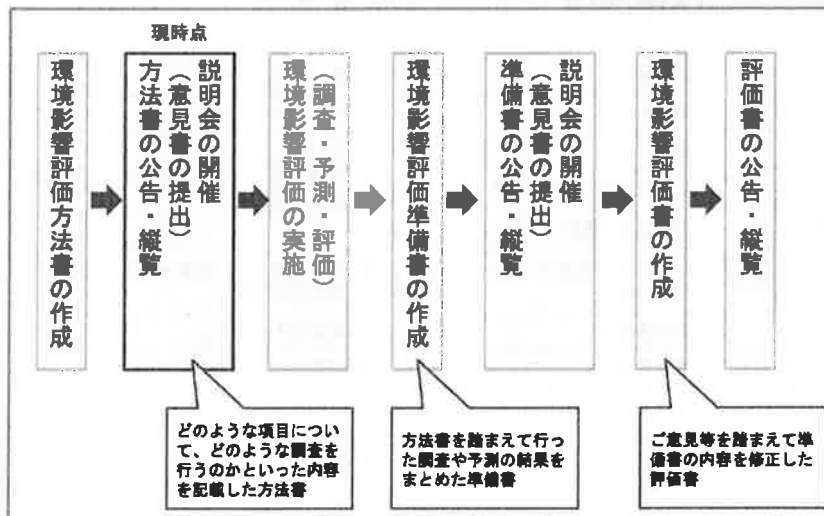


鳥類などの動物や植物

今後の手続きの流れ

手続きの流れは以下のとおりです。

地域みなさまは、方法書の段階、環境影響評価準備書の段階において、環境保全の見地からの意見を述べることができます。



縦覧と意見書の提出について

◆ 縦覧の場所・時間

- ・ 福井県庁
福井県安全環境部環境政策課
 - ・ 南越前町
南越前町役場 2 階 企画財政課、今庄総合事務所 1 階、河野総合事務所 1 階
 - ・ 敦賀市
敦賀市役所 3 階 環境課
(以上については土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)
 - ・ 株式会社グリーンシェルター 閲覧コーナー
(第 2・第 4 の土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 6 時まで)
- ※電子縦覧は次のウェブページにて実施しています。(http://www.shelter.co.jp)

◆ 縦覧期間：平成 25 年 3 月 29 日（金）～平成 25 年 4 月 30 日（火）

◆ 意見書の提出期限：平成 25 年 5 月 14 日（火）（当日消印有効）

◆ 問い合わせ先

株式会社グリーンシェルター
〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黒 70 号 6 番地 1
電話 0776-67-1260 担当（若泉）

みなさまへのお願い

- 現地で調査を行わせて頂くことへのご理解をお願いします。
- ご不明な点、ご要望などございましたら、事業者か弊協会までお願いします。
- 事業自体へのご要望をお聞かせ下さい。

本日はありがとうございました。

◆ 株式会社 グリーンシェルター 若泉
電話：0776-67-1260

◆ 一般財団法人日本気象協会
環境事業部 環境影響評価室 鈴木
電話：03-5958-8160

